平成25年6月12日第2回上峰町議会定例会は、										町議場に招集された。 (第4日)							
	1番	原	田		希	2番	寺	﨑	太	彦	3番	橋	本	重	雄		
出席議員	4番	碇		勝	征	5番	林		眞	敏	6番	松	田	俊	和		
(10名)	7番	岡		光	廣	8番	吉	富		隆	9番	中	Щ	五.	雄		
	10番	大	Ш	隆	城												
欠席議員 (0名)																	
地方自治法	町		長	插	演	勇	平		教	育	長	矢重	動丸	壽	之		
第121条の	会計	管 理	者	原	. 槙	義	幸		総	務部	長	池	田	豪	文		
規定により	企 画	課	長	北	. 島		徹		税	務部	長	白	濱	博	己		
説明のため	住 民	課	長	江	頭	欣	宏		健原	表福祉	課長	岡		義	行		
会議に出席した者の職	振興意農業委員会			Ί	. 﨑	文	男		生》	重学習	課長	吉	田		淳		
氏名	教育	課	長	小	、 野	清	人		文	化 誹	長	原	田	大	介		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事	務局	長	靍		良	弘		議会	☆事務 居	孫長	石	橋	英	次		

議事日程 平成25年6月12日 午前9時30分開会(開議)

追加日程第1 追加議案上程 提案理由の大要説明

日程第1 議案審議

議案第19号 専決処分(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

日程第 2 議案第20号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の 一部を改正する条例

日程第3 議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条 例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を 改正する条例

日程第5 議案第23号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第24号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第25号 平成25年度上峰町一般会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第26号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

日程第9 議案第27号 平成24年度(繰越分)農業集落排水事業〔機能強化〕坊所

地区汚水処理施設建設工事の請負契約の締結について

日程第10 議案第28号 上峰町副町長の選任について

午前9時29分 開議

〇議長 (大川隆城君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。先ほど町長から議案第28号 上峰町副町長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 上峰町副町長の選任についてを日程に追加 し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加議案上程 提案理由の大要説明

〇議長 (大川隆城君)

追加日程第1. 追加議案上程、提案理由の大要説明。

議案第28号 上峰町副町長の選任について、これを議題といたします。

本議案について提案理由の説明を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

皆様おはようございます。議案の追加提案をさせていただきます。

議案第28号 上峰町副町長の選任について。

議案第28号

上峰町副町長の選任について

下記の者を上峰町副町長に選任することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 162条第1項の規定により同意を求める。

記

住 所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町箱川827番地

氏 名 八谷伸治

生年月日 昭和36年11月30日

平成25年6月12日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

長らく副町長席が空席のため、議員の皆様方には大変いろいろと町政運営の面で御心配を おかけ申し上げてまいりました。いろいろと検討していく中で、市町村は県との連携が欠か せない密接な関係があり、県とのパイプ役として、県関係より副町長を選任したほうがよい と判断しておりました。

今般、県との協議が調いましたので、本日提案させていただくことができました。

ただいま申し上げました八谷伸治氏の略歴を申し上げますと、先ほど申しましたように、昭和36年11月30日生まれ、現住所は佐賀県神埼郡吉野ヶ里町箱川827、学歴、昭和55年3月神埼高校卒業、職歴、昭和55年4月に佐賀県中部農林事務所に勤務をされ、平成11年4月に佐賀県土木部管理課主査、平成21年4月、佐賀県県土づくり本部企画経営グループ経営係長、平成24年4月、佐賀県県土づくり本部企画経営グループ主幹、平成25年4月、佐賀県県土づくり本部佐賀土木事務所総務課長という経歴でございます。

このように、八谷氏は行政経験豊富な方ですので、きっと上峰町政に貢献できるものと確信をしております。

以上、1議案追加提案をさせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長 (大川隆城君)

ただいま町長から1議案上程されました。補足説明があれば求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。 (「議長」と呼ぶ者あり)

〇8番(吉富 隆君)

緊急動議を求めます。(「賛成」と呼ぶ者あり)

動議の説明に入らせていただきますが、議長お許しをいただけるでしょうか。

〇議長 (大川隆城君)

じゃあ、8番吉富隆君どうぞ。

〇8番(吉富 隆君)

本来ならば、この案件につきましては全員協議会で解決するべきものだと僕は重々承知を したところでございますが、何せこの本議会で動議をかけなければならない状況下にあった ことを御理解いただきたいと。また同時に、行政の皆さんには大変御迷惑をかけるかと思い ますが、御理解を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いをしたい。

実を申しますと、皆さん御案内のように大川議長の問題でございまして、ことしの2月15 日の朝日新聞に掲載されました健康保険の問題でございます。

いろいろな流れ的に説明をすると非常に時間をとりますので、かいつまんで説明をいたしますが、新聞に掲載されて後日でございますが、同僚議員からも早く議会には説明をしとったほうがいいよと温かいお言葉をかけられたのも事実でございまして、全員協議会もそれなりに何回か議長が招集されました。

しかしながら、この問題につきましては、朝日新聞社の一方的な記事だと、やはり強制的にやかましく机をたたいてまで言われたというようなことでございまして、本人については何ら問題がないというふうに全員協議会の中では御説明をいただきましたが、やはりこの問題につきましては、私たち公人としてやはり奉仕の精神は避けられない、当然きちっとした形の説明責任は負わなきゃならないというのが議会の立場であろうと私は確信をしております。

そういった中で、最後の全員協議会でございましたけれども、じゃあ議長の何ですか、潔白である証明につきまして、平成23年、24年、雇用証明の年月日がわかるものを議会に提出してくださいと。

もう1点が、議長をしながら外に働きに行くというのは、法的にこれは全然問題がないわけですから、働きに行くのは当然いいのではなかろうかと僕は思います。そういった中で、働きに行くということは、やはり報酬をいただくことになります。そうしますと、おのずからここで源泉が発生します。だから、確定申告の写しを出してくださいということでお願いをしておりました。それの期日が開会日の7日でございました。要請を文書でしております

ので、それに伴う資料は提出がなされませんでした。それじゃ約束が違うということでございます。7日ですから、今まで何ら議会に説明がございませんので、この本議会で動議をかけざるを得なかったということを御理解いただきたいというふうに思います。

議長本人がどのようなふうに思っておられるのか、一切、皆目見当もつきません。全員協議会の中でも、新聞社のことが100%うそだったという証明をしなくちゃならない。それは本人さんが一番わかっているんですから、何日働いた、確定申告したということはわかりますので、その2点のお願いを全員協議会の中でしておりました。それがなされないということは、朝日新聞社が本当だったのかというふうに捉えざるを得ない。

ここで議長にお尋ねでございますが、私は上峰町議会の議員の一人でございます。7日に発言された問題が1点あります。「吉富氏がこの問題を」という言葉を発せられました。吉富氏というと議員じゃないんですよ、個人ですよ。そういうことがあっていいのかと。できないですよ――ですね。何が言論の自由と議長は言われるけれども、何が言論の自由ですか、そういうことが。議会中ですよ、開会中なんですよ。一体上峰町の議会は何をしよっかと町民からお叱りも受けています。早くけじめをつけなさいよと。

2年前を思い出しますと、議長さんは今までの議会は政争の議会であったと、こう位置づけをされております。そして、それを正常化に私がやりますということで議会にもお約束をされました。佐賀新聞、西日本新聞にも掲載が載りました。自分のことけじめつけじ、何が政争の議会ですか、きちっとやってもらわないと、議長それは。

私は全員協議会の中でも発言をさせていただきましたけれども、議長、あなたが言っていることを100%信用しようじゃないかと、信用するに当たっては、そのきちっとした裏づけを出してください。そして、朝日新聞社にこうたたきつけましょうよと、ここまで申しております。何ら議長を憎んでやっているわけじゃない。上峰町の議会の議員として、議長として、公人として、きちっと説明責任はするべきなんですよ。そういう義務を負っていますよ、議員の皆さんも。だから、そういったことをぬらりくらりやってもらったんじゃ、町民の皆さんからの資質を問われますよ、議会は。そういう大きな問題であると私は思っております。人ごとじゃございません。

そこで議長、いつまでにそういった書類提出をされるか、お尋ねをまず1点します。

〇議長 (大川隆城君)

この件につきましては、個人的なことでもございますし、一応説明するように準備をしているところでもございます。

ただ、きのう、おとといと一般質問で皆さんがされておりましたものですから、それが終わった後で、今議会のそういう時間がとれましたときには説明をしようということで考えておったところでございます。

ですから、この件については、きょうの本会議の日程が終了後に説明をさせてもらいたい

と思っております。(「議長、よかですか」と呼ぶ者あり)

〇8番(吉富 降君)

説明で済む問題じゃないでしょう。きちっと書類を提出してくださいよと文書で出していますもん。

5月30日に全員協議会があったと私は記憶しております。日にちが間違っておれば申しわけないんですが、その全員協議会の席でその旨要望いたしました。ところが、1カ月間、何にもない。だから、5月10日でした。4月末だったですね、全員協議会は。5月10日だと記憶しておりますが、文書を事務局に提出をし、議長は決裁をされたと思います。

そして、7日には私の勘違いだったと、とんでもない話じゃないですか。何が説明ですか。 本人のことだから資料はすぐ出るはず。説明じゃできないんですよ、そうでしょう。そんな 大事なことじゃないですか、議長。我々の代表でもあるんですよ。そういったことがあって 議会もいいのかと。

私は全員協議会の中で、こういったことは早く解決をしたいというふうに申し入れもしましたけれども、何らのらりくらりでできない。これだけ行政にも議会にも大きな迷惑をかけているんですよ。議会の資質を問われたらどうするんですか。そういう動きもあるやに聞いております。その前に早く解決をしたい、そして議長の身の潔白をしたいというのが目的であって、それを議長が動かなきや本議会でやるよりほかない。大変行政の方には迷惑をかけると思いますけれども、これは町全体のことにもなりかねないと僕は思います。

個人的に云々で言っているわけじゃございませんよ。7日の説明のときには何ですか、「吉富氏」ですよ。気づいた議員さんも、よう我慢したねと言われた議員さんも同僚議員におります。個人的に僕に恨みがあるなら個人的にやってくださいよ。これは別問題ですよ。何もあんた、説明を、一般質問があったからどうだとか、できるんですよ、時間はありますから。私はこういう問題については、やっぱり議長としてやってはいけないこと。たとえ潔白の身であっても、証明をしなきゃ疑わざるを得ないし、いつまでも行政、議会に迷惑をかけることはやっちゃいかんとですよ。そうでしょうが、ねえ、議長さん、私はそう思いますよ。

きちっとした形で、今会期中にですよ、あしたあさってまでに提出をしてください。提出をする時間も、あしたあさってが討論、採決になるかなと思いますが、討論、採決の前まで出していただきたい。そうしないと議会をとめます、僕が。議員の皆さんの了解があれば議会延長はできますから、そのように大事な問題でありますよ。どれだけ時間がかかっとっですか。

全員協議会で言っても1カ月はほったらかす。文書で出しても、きちっとした文書に答え はできない。やっぱりそういうことがあっていいのかと、許されるものではないと僕は思っ ています。ぜひとも議長ですね、こういうふうに時間をかけるわけにはいかないので、議会 の最終日、会期の最終日の開会前までに提出を強くお願いをいたしますが、いかがでございましょうか。

〇議長 (大川降城君)

先ほど言われますように、執行部に迷惑はかけられませんので、この会議が終了し、今言 われたまでにはきちんとしたいと思います。

〇8番(吉富 隆君)

ぜひとも議長として、今後についてもでございますが、今までのような案件についてはな きようにお願いをしておきたい。会期が金曜日まででございますので、開会前までにという ことで理解をいたしましたので、この件につきましては終わらせていただきます。

〇議長 (大川隆城君)

それでは、再度会議を進めてまいります。

日程第1 議案第19号

〇議長 (大川降城君)

日程第1. 議案審議。

議案第19号 専決処分(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求める ことについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇9番(中山五雄君)

この件について、開会日に補足説明がありましたが、ちょっと私はよくわからなかった、 納得いかなかったというか、その辺がありますので、再度お尋ねをします。

ここに新旧対照表で「同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」」と書いてあります。下のほうの②で特定世帯、③で特定 継続世帯となっておりますが、この意味がちょっとよくわかりませんから、よければ再度説 明をお願いしたいと。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

ただいまの質問についてお答えいたします。

この特定世帯というのが、平成20年3月までは国民健康保険でありまして、それ以後、平成20年4月から後期高齢者医療への移行で、2人世帯の方で1人が後期高齢者に移行した場合にもう1人が国民健康保険のほうに残られます。その残られた世帯の国保の世帯割額を2分の1にするということで、この措置が5年間ありました。20年4月から始まりまして、25年の3月末まででこの5年間の延長期限でありました。で、今回の改正がその後3年間、計8年間ですけれども、その後3年間を4分の1に軽減すると。5年間を2分の1していましたけれども、その後をまた4分の1軽減するということになりまして、この改正の中の第16条で、1世帯当たりの額が通常でいきますと30千円でございます。医療分です。後期高齢者

支援金分が7千円でございます。この部分で、今まで特定世帯、これが30千円の2分の1が15千円、後期高齢者の支援金分が2分の1の3,500円、その後3年間が特定世帯の継続世帯ということで、30千円の4分の1の軽減がありまして、22,500円、医療分です。それから後期高齢者の支援金分、これが4分の1の軽減がありまして、5,250円になります。

この特定世帯、継続世帯の、今度は第13条関係なんですけれども、第13条でこれは7割軽減、5割軽減、2割軽減、それぞれ軽減がされるところの改正でございます。ですので、7割軽減後の平等割額と申しますと、特定世帯の医療分で4,500円、後期高齢者の支援金分で1,050円、継続世帯の医療分で6,750円、支援金分で1,575円ということでの平等割額になります。それが3年間続くということになります。

以下、5割軽減、2割軽減ということでの改正でございます。

以上で終わります。

〇9番(中山五雄君)

今の説明で半分ぐらいはわかったかなという感じですけれども、要するに特定世帯というのは、金額的なここに4,500円と、先ほど言われましたけれども、こういう数字を出してもらえれば非常にわかりますけれども、何%、何%と言ってもぴんとこないものですから、例えば、特定世帯と継続世帯がこれだけの差がありますよというような説明だったらわかりやすいんですけれども、なかなか長々とずっと言われるもので、非常にわかりにくかったということで、岡課長には申しわけなかったんですけれども、今ので大体わかってきたかなと。あとまたわからない点は、帰りでも寄って説明を聞かせていただきます。

以上で終わります。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川降城君)

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第20号

〇議長 (大川隆城君)

日程第2. 議案第20号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を 改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇5番(林 眞敏君)

町長の100分の50というのは、これは理解できますけれども、あと100分の3.3、これは議案の第22号まで引きずるわけですけれども、これについて国がどのようなことを言ってきているのか、新聞報道等ではある程度承知はしておりますけれども、国は右手の拳を打ちおろ

すぞというところまで来ているのかどうかですね。打ちおろすということは、言うことを聞かないときには懲罰を加えるよというところあたりまで、このあたりはどこまで来ているか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

〇総務課長(池田豪文君)

御答弁申し上げます。

国のほうからは、県を通しましてそういう要請があっているということでございまして、 その結果がどうなるかということにつきましては、例えば、カットしなかった場合どうなる かということについてまでは言及をされていないところでございます。

以上です。

〇5番(林 眞敏君)

しかしながら、陰のほうでは当然、脇道からパンチを食らわすぞというにおいはあるわけですね。そのあたりは、やはり表に出さなくても、完全にそういう状況であろうと思いますけれども。

〇総務課長(池田豪文君)

そういうことが予想されているというか、そういうこともありますので、ラスパイレス指数の上回っている分でございますが、本町の場合におきましては、24年度におきまして確定値が103.3%でございましたので、その3.3%をカットさせていただくものでございます。

ただ、25年度につきましては、国のラスパイレスがまだ決まっておりませんので、結果的 にどうなるかというのは、ちょっとわからないところでございます。

以上です。

〇5番(林 眞敏君)

はい、わかりました。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第21号

〇議長(大川隆城君)

日程第3. 議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第22号

〇議長 (大川降城君)

日程第4. 議案第22号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川降城君)

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第23号

〇議長 (大川隆城君)

日程第5. 議案第23号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第24号

〇議長 (大川隆城君)

日程第6. 議案第24号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇5番(林 眞敏君)

この条例の中で、3ページの中で令第7条第2号に掲げる工作物と第3号ということで、 先般、少し聞いたんですけれども、太陽光発電、風力発電、津波一時避難場所と、もう少し 詳しく説明していただきたいと思います。

〇振興課長 (江﨑文男君)

3ページの令第7条第2号に掲げる工作物につきましては、太陽光発電設備及び風力発電 設備に関する占用料の改定といいますか、追加でございます。

また、その下の3号につきましては、津波からの一時的な避難場所としての堅固たる施設に対する占用料の追加でございまして、太陽光発電設備及び風力発電設備につきましては、今現在、エコ関係の発電ということで、要は道路上の何らかの施設の上、一番わかりやすいのは、うちで言うと上峰中学校から体育館までに渡り廊下がございます。極端に言うと、あの渡り廊下の上に太陽光発電を設置する場合に今回このような占用料が発生するというような施設です。

また、その下の津波から一時的な避難場所としての堅固たる施設、これにつきましては、

東日本大震災の津波の関係でございますけれども、極端に言うと、津波が3メートルから4メートル来る想定のところがあるとしますと、これもまた、先ほどの渡り廊下の話になるんですけれども、渡り廊下だけでは人がそこに来ませんので、渡り廊下を広く、要は津波のときにその渡り廊下のところに避難場所として設置、また、渡り廊下を大きく広く避難場所として設置するときに津波からの一時的な避難場所としての堅固たる施設になりますので、そういう場合もこの占用料金が発生するということになります。

ただ、先ほど例に出しました中学校の下の町道につきましては、町道ですので町がする場合については問題ないんですけれども、それが県道の上のそういうふうな施設にするとか、国道の上にそのような形にすると、もちろん県とか国に対してお支払いすると。逆に個人的なものではないんですけれども、個人でそのような太陽光、極端に言うと、うちの渡り廊下の上に個人――個人といいますかね、ちょっと許可になるかならないかわからないんですけれども、もし町道の上のそのような形の施設の上に太陽光を個人的に業者の方とか個人がする場合は、うちのほうにそのような形での占用料をいただくというようなことになります。以上です。

〇議長 (大川隆城君)

よろしいですか。(「わかりました」と呼ぶ者あり) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第25号

〇議長 (大川隆城君)

日程第7. 議案第25号 平成25年度上峰町一般会計補正予算(第2号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇9番(中山五雄君)

3点ほど質問させていただきます。

説明の中での4ページ、目の2の民生費補助金、説明の欄の安心こども基金特別対策事業 費補助金2,436千円、これは中身の説明をしていただきたい。

それと11ページ、款の3の民生費、目の1の児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金の中の安心こども基金特別対策事業費補助金の中で、これはひよこ保育園とひかり保育園の保育工の件ですかね、この辺の説明をお願いしたい。

それともう1つ、18ページ、款の8の土木費、目の2の公園費の中の節の13の委託料、説明の欄の坊所公園清掃委託料、これは、このごろから三上の区長さんが来られて、今、地元の老人クラブと地元の人たちでみんなで清掃をやっているということで、今度、シルバー人

材のほうに委託をされるというような話を聞いたということで来られましたけれども、シルバー人材では、そこが悪いと言っているわけじゃないと。ただ、シルバー人材では年間3回程度の清掃だということで、我々は年間7回、8回と、自分たちが使うもので丁寧に使っているということを言われましたので、できればその辺がどのように執行部としてされたものか、その3点をお尋ねしていきたいと思います。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

おはようございます。私のほうより、中山議員さんの4ページの安心こども基金特別対策 事業費補助金、そして、11ページの同じく安心こども基金特別対策事業費補助金について一 緒に説明をさせていただきます。

まず、事業概要と今回申請されております私立ひかり保育園とひよこ保育園かみみねの計画書に基づきまして説明をさせていただきます。

この事業は、厚生労働省所管による安心こども基金管理運営要領の定めにより、佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業でございます。補助率は定額の10分の10で、町が歳入で受けまして、歳出で申請を受けております2園に補助するものでございます。

概要ですが、3点あります。

1点目は、平成25年度中に私立保育園の保育士等の処遇改善を行うための事業でございます。

2点目は、職員の処遇改善を行うための費用を私立保育園からの申請に基づき保育所運営費とは別枠で交付するものでございます。

3点目は、事業費の積算に当たっては、職員の平均勤続年数に応じて国の加算率が決定されており、使い道は職員の賃金改善に要する費用に限定をされております。

申請されているひかり保育園、ひよこ保育園かみみねの2園については、職員の平均勤続年数は7年以上8年未満の2%でございます。具体的な賃金改善内容につきましては、それぞれの保育所の実情に応じて決定することとなっております。

以上を踏まえまして、ひかり保育園の事業費は1,128,360円でございます。対象職員総数 14人。内訳、保育士11人、栄養士1人、調理師1人、施設長1人。

次に、ひよこ保育園かみみね、事業費1,308千円、対象職員総数23人。内訳、保育士18人、 看護師1人、管理栄養士2人、調理師1人、事務員1人となっております。

以上、2 園での事業費合計は歳出で2,436,360円ですので、予算額は2,437千円としております。

歳入につきましては、千円未満切り捨てで2,436千円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇企画課長(北島 徹君)

私のほうから、18ページ、土木費、都市計画費の2目.公園費の委託料の中の坊所公園清掃委託料についてのお尋ねがございましたが、まず、この予算書に載っております部分につきましては、今回ずっと上げております1割アップの部分として上げておりまして、この委託料につきましては、児童公園の近所の奥様方に管理組合という形で組織をつくっていただきまして、ごみの清掃、それからトイレの清掃、それから見回り、そういうものをお願いしている部分の委託料でございます。

先ほど中山議員のほうがおっしゃいました件でございますけれども、議長さん、副議長さんに御心配をおかけしたということで、うちのほうで協議をいたしまして、三上の児童公園の従前、老人クラブの連合会のほうに委託をしておりました除草作業といいますか、その部分につきましては、三上地区のほうにお願いをしたいということで区長さんのほうと協議が調いまして、もう既に契約を交わしております。どうも御心配をおかけしました。

〇町長(武廣勇平君)

この対応につきましては、私が申し上げた、指示をしたことでございました。

といいますのも、シルバー人材センターの事業の活用を本体のほうからも言われてまいる中で、例えば、庁舎の管理においても同じメンバーの方なんですけれども、シルバー人材センターのほうに出していたり、同じメンバーなんですが老人クラブのほうで対応していただいたりということがございましたので、性格としてはシルバーがやはりこの労務をやる場所だということ、また、老人クラブはレクリエーションやら憩いの場というところで対応を変えたところがございました。

しかしながら、三上地区におきましては、先ほどシルバーの方と同一人物が老人クラブに も所属してされているということではなかったということでございますので、そうした問題 が生じたと思っております。おわび申し上げます。

〇9番(中山五雄君)

先ほどの江頭課長の説明については、ほとんどわかりました。

三上地区の児童公園については、やっぱり地元でやりたいと。自分たちが使うから、より 一層丁寧にすると。だから、シルバー人材が悪いとかなんとか言っているわけじゃないと。 我々はそれ以上により一層していっているということで言われております。

そこで、上峰町内でほかの地区あたりはそういうところはないものか、ほかも自分たちのところは自分たちでしたほうがきれいになるけん、自分たちのほうでしたいばいというような話はないものか、その辺の――この前のときには職員さんは誰やったですかね、係長やったですかね、来られて、その辺は区長会のときに区長さんたちに尋ねてみたらどうかということで言っておりましたけれども、その辺がどうなったか知りませんけれども、その辺ももう少し住民の声を聞いて取り上げてやっていくべきじゃないかなと、そのように思いますけ

れども、今後どのように考えていかれるものかをお尋ねしたいと思います。

〇町長 (武廣勇平君)

この件につきましては、先ほど申しました経緯にございますように、同じ方々で対応していただいているにもかかわらず、シルバー人材センターと老人クラブということで性格が混同していたところでございましたので、それをはっきりしたいというところで考えてきたわけでございます。

ところが、そういう地域がございましたので、もしそういうことがあれば対応を変えてい く必要があると思っているところです。

以上です。(「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇5番(林 眞敏君)

5件ほど準備しておりますので、わからないところもありますので、お願いをいたします。 まず、一番最初に7ページの一番下の役務費、時事行政情報ライセンス料、これは一体何 を言っているのかということですね。

それから8ページ、真ん中の諸費の件で町自衛隊父兄会補助金と町防衛協会補助金、片方は2千円で片方は15千円と、この差はどこから出ているのか。

それから、その下の下の欄で、今、同僚議員も説明いたしましたけれども、公園の施設管理等において、江迎公園、これは私も以前質問したことがあるんですけれども、この江迎公園の件で900千円ほど樹木伐採料が計上されておりますけれども、この公園は果たして今の状態でいいのか、これから何とかしていかなければいけない公園なのかと私も思っているところでございます。

それから14ページ、衛生費、清掃費の塵芥処理費でごみステーションの容器、これはどこ について予算を組んだのか。

それから、最後の質問ですけれども、20ページ、21ページに絡んで小学校、中学校、このパソコン、電子黒板の件について質問いたします。

小学校は約550千円で中学校については約270千円ということで、これはどういう系統で何台、どういうぐあいになるのか。それから、それに伴う教科備品、これが小学校のほうは550千円に対して60千円と、中学校のほうは逆に270千円について300千円と、電子黒板と教科備品の逆バランスになっているような気がしますけれども、これについてはなぜなのか、あるいは片方の教科は高いからこういうぐあいになったのかということについてお答えを願います。

〇企画課長(北島 徹君)

それでは、まず私のほうからは7ページの一番下の時事行政情報ライセンス料というのは

何かというお尋ねでございましたが、これは中央省庁や地方自治体の政策を時事通信社の専門記者が取材をいたしまして、最新の情報として流すというものでございまして、それを取り寄せるためには、このライセンス料で入手できる状態にパソコンをするというための費用でございます。

それで、町長以下、課長までその情報がパソコン上ですぐ手に入るように今回予算をお願いしたわけでございます。

ちょっと繰り返しになりますが、中央省庁や地方自治体の政策というものを、特に中央の 情報ですが、それの最新が手に入るというものでございます。

続きまして、8ページでございます。

8ページの江迎公園樹木伐採委託料900千円の件だと思いますが、この件に関しましては、 江迎公園につきましては、江迎地区のほうに清掃委託というような形でお願いをしてきてお りますけれども、経年によりまして樹木も大きくなり、枝が異常に作業をやるのに邪魔にな ってきたという区長さんからのお話もございまして、その件は従前からございましたが、そ の都度その都度、私どもが出ていって枝落としをしておりました。

それで、今回、江迎の区長さんが頑張って枝落としをされておりまして、軽トラックで3 台分か4台分ぐらい落とされておりましたので、その処理については私どものほうで江迎公 園のほうから搬出をしたわけでございますが、そのときに木の枝もそうなんですが、葉が落 ちて少しどうにかならないかというような相談もございましたので、今回、その900千円の 予算をお願いして、どこまでその費用でいくかはわかりませんが、ある程度大きな木につい ても枝を落としたいということで計上をいたしております。地区のほうからも強くそれは要 求をされておりますので、お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

林議員さんの14ページでございます。ごみステーション容器補助金35千円について御説明 をいたします。

このことにつきましては、上峰町ごみステーション廃棄物一時仮置き容器購入補助金交付 要綱に基づき、受給資格者である三上区長様が申請されており、申請設置場所については坊 所児童公園東側の新興住宅分でございます。

補助金は、1基あたり購入費の2分の1を補助しておりまして、1基当たりの価格が70千円でございますので、上限の35千円となっております。

以上でございます。

〇総務課長(池田豪文君)

8ページをお開きいただきたいと思います。

諸費の関係で今御質疑がございましたが、当初予算におきましては、町の父兄会について

が16千円、それと町の防衛協会については150千円の当初予算を組んでおりました。

それで、従前につきましては、行革の関係でこういう補助金についてはカットしてきておったんですけれども、今、復活をさせてきておりまして、今回、10%それぞれアップということで、自衛隊父兄会のほうの補助金については2千円、それと防衛協会の補助金については15千円、今回補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

〇教育課長 (小野清人君)

林議員の御質問でございます。20ページ、21ページをお願いいたします。

まず、電子黒板の件でございます。

小学校、558千円組んでおります。現在、小・中学校とも電子黒板につきましては1台ず つございます。それにつきまして、それでは足らないということで今回補正をお願いしてお るところですが、小学校につきましては4台、中学校につきましては2台考えております。

何で4台かと申しますと、小学校は北校舎、南校舎がございます。それを、1台を上下運動で移動させるのは非常に困難だということで、各フロア、普通教室があるフロアに1台ずつ置こうということで、北校舎に2台、南校舎に2台を考えております。

中学校も同様な理由で、普通教室がある2階部分と3階部分に1台ずつ購入しようという ことで考えております。

それにつきまして、18の備品購入費のバランスが違うじゃないかということでございましたが、これにつきましては、備品は黒板に関する備品ではございません。小学校の分の61千円につきましては、運動会用のバランスボールを3つほど買いたいということで61千円、中学校の分の教科備品については、指導用の教科備品を考えております。

電子黒板を購入いたしますと、デジタル教科書というのが必要になります。必要になる分のデジタル教科書につきましては、小学校の分で言えば2の教育振興費の11の需用費、消耗品費815千円の中に315千円、算数のデジタル教科書を購入したいということで315千円この中に含まれております。

また、中学校におきましては、同じく2の教育振興費の消耗品費371千円、これが全てデジタル教科書分でございまして、中学校につきましては数学と英語、この2教科を考えております。

以上です。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇4番(碇 勝征君)

4点ほどお尋ねします。

7ページの交通安全対策費の消耗品費の内訳をお願いします。

それから、9ページの税務総務費ですかね、委託料の1,083千円の内容をお願いいたします。

それから、23ページの文化財保護費の保存地区の土地借上料関係でお尋ねしたいと思います。

それから、24ページの学校給食費、給食センターの整備調査委託料ということで500千円 上がっております。この内容をお願いしたいと思います。

〇総務課長(池田豪文君)

7ページの交通安全対策費の消耗品費につきまして御答弁申し上げます。

中学校のほうから、中学校の東側のところの交差点につきまして、危ないからということで要望書が上がりまして、それで振興課と、あと総務課と、それから教育課、学校のほうと立ち会いまして、総務課のほうでは注意を喚起する看板を設置していくようにしております。東西南北。東西につきましては、今、看板がございますが、縦長でちょっと見えにくいということで大き目の看板につけかえまして、そして、南北につきましては新たに設置していくと、そういったところでこの予算を計上したところでございます。

以上でございます。

〇税務課長(白濱博己君)

写真地図作成委託業務ということで、今回1,083千円をお願いしております。

これは、飛行機を飛ばしての航空写真撮影による上峰町内全域のデジタル画像作成のための業務委託でございまして、固定資産の土地、家屋の評価及び管理につきまして使用するものでございますが、単独での実施というのは相当多額な予算が必要でございます。見積もりをとりました結果、約4,500千円ほどかかりますが、これは税務課が以前、平成4年度に対応した分と同額でございまして、今回、近隣町村、基山町、鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市ということで、2市4町が合同で実施したいという協議が今回まとまりまして、価格を抑えての見積もりとなっておるところでございます。

今年度、税務課におきましては税の情報管理システムを更新いたしておりまして、その中に字図の管理も入っております。以前、航空写真と合成した表示が可能ということになっておりまして、写真の中に地番、それから境界線及び建物の配置等が把握できるようになっておりますが、この写真の以前のデータが古いものでございまして、なかなか現況と合わないということで、今回一緒にするということでございまして、1,083千円実施をするということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇4番(碇 勝征君)

今のやつは、要するに基山町とみやき町と上峰町の共有で作成するということですか。

〇税務課長(白濱博己君)

共有ということじゃなくて、共同で飛行機を飛ばすのは何回もではなく1回でございまして、その飛行機を飛ばす経費を合同で見るということと、写真撮影のデータにつきましては、おのおの各市町の分で分配をして、画像、取り巻き、インストールも含めてのことでということでございますので、作業を一緒に飛ばす、あとのおのおの契約は抑えた形での契約というふうなことになるかと思います。

以上でございます。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇文化課長 (原田大介君)

議員お尋ねの八藤遺跡の保存地区の土地借上料の件ですが、155千円ということになって おります。

これにつきましては、当初予算で平成24年度と同額の1,542千円の予算要求を行っておりまして、今回一律と申し上げますか、10%アップさせていただいた分でございます。

以上でございます。

〇4番(碇 勝征君)

これの八藤遺跡のスタート年は何年からだったですかね。対象面積がわかればちょっと教えてください。

〇文化課長 (原田大介君)

スタートは平成5年度からだったと記憶しております。面積につきましては、1万513平 米でございます。ちなみに地権者さんは6名でございます。

〇教育課長 (小野清人君)

碇議員の御質問でございます。24ページでございます。

学校給食センター整備調査委託料として500千円を計上しております。これにつきましては、現在、給食を委託している契約が平成26年度末まで、27年3月までとなっております。あと1年9カ月ほどでございますが、27年度以降の給食をどのようにしていこうかと、配食していこうかということを考えるにつきまして、まず第1として、従前使用しておりました給食センターがどの程度手を入れれば使用できるのかと、そういうことを検討するための予算でございまして、まず、この調査をして金額等を見ながら、27年度以降の給食をどのようにしていくかということの予算でございます。

以上です。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇6番(松田俊和君)

ページ数は24ページ、教育費の1目の保健体育総務費、節の19番の負担金、補助及び交付金の中の一番下、総合型地域スポーツクラブ補助金538千円とありますが、この538千円という数字はどこからこういうふうな数字が出てきたものかということの内容と、初年度の補助

金が161千円ついていまして、トータルで699千円になるわけですけれども、この538千円の 出どころといいますか、何でどういうふうにしてこういうふうに大きな数字になったのか、 教えてください。

〇生涯学習課長(吉田 淳君)

松田議員の御質問にお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブ、前回は10%町の補助ということで取り組んでおりました。今回、スポーツクラブの補助要綱が変わりまして、全体事業費の60%が to to の助成の対象ということに変わりました。今回、総事業費1,052千円のうち631千円が補助となりました。

また、クラブマネジャーの事業費440千円のうち264千円が補助ということになりました。

残額の4割分相当につきまして、この事業をまた推進していくために町の持ち出しとして 補助を継続して事業を進めていきたいというふうに考えまして、今回、補助を町の補助で行っていきたいというふうに提案させていただいております。

以上です。

〇6番(松田俊和君)

今、吉田課長から言われました10%が60%に補助の率が上がったと言われたその内容の60%というのは、このスポーツクラブだけの、要するに補助金のアップになるわけですか。

〇生涯学習課長(吉田 淳君)

今回、町からの補助が10%上がるというやつとは全然別の仕組みでございます。サッカーくじ t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t o t

以上です。

〇議長 (大川隆城君)

よろしいですか。(「わかりました」と呼ぶ者あり) ほかに質疑はありませんか。

〇9番(中山五雄君)

13ページの款の4の衛生費、目の2の予防費、13の委託料の中の予防接種委託料で、これはインフルエンザの予防だと思いますけれども、昨年度は何名ぐらいおられましたか。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

今、補正に出しております予防費の予防接種委託料というのが、これは風疹の委託料でございます。県のほうが急遽風疹の事業を2分の1補助するということで、5月の末に説明会がありまして、現在、全国的に風疹が流行しているということで、町としてもその風疹の助成をやりたいということで計画しております事業でございます。

なお、これにつきましては、県内各市町、数町は検討中ということもありますけれども、

おおよそ今回、急遽6月の補正で計上されているみたいです。

なお、この風疹の流行期間というのが春先から夏にかけて流行ということになりまして、できれば7月1日から開始したいとは思っているんですけれども、何せ県のほうも急遽そういうふうな予算化をされましたところで、まだ県のほうの要綱等が正式に決まっておりませんので、町のほうもその要綱が決まり次第、町の要綱をつくりまして、これが通り次第、各住民の方に周知をかけていきたいと思っております。

以上です。

〇9番(中山五雄君)

この風疹の予防というのは今度から出たわけですか、新たに。

ついでですから、インフルエンザ予防接種あたりの昨年度は何名ぐらいおられましたか。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

済みません。この分が風疹の事業だったもので、インフルエンザの資料等を今持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。済みません。 (「はい」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇2番(寺崎太彦君)

19ページの消防費の中の節の15の工事請負費の消火栓格納箱移設工事の場所と、どうして移設されたか。

もう1点が23ページの社会教育費の中の節の13の委託料の電話交換設備改修業務委託料、この内容を質問したいと思います。

〇総務課長(池田豪文君)

私のほうから消防施設費の工事請負費につきまして御答弁申し上げます。

消火栓の格納箱の移設工事でございますが、場所は井手口でございます。

どうしてかといいますと、個人の家のところに設置しているわけですけど、その家が工事を行われますので、それでちょっと消火栓の箱が邪魔になると、そういったことでございますので、今回、ほかに場所を探して移設したいと思います。

以上です。

〇生涯学習課長(吉田 淳君)

お答えいたします。

電話交換設備改修業務委託料です。町民センターの電話機、当初から使っておりましたアナログの電話機がこの4月に壊れました。4回線あるうちの3回線が使えなくなっており、今、1回線を使っております。また、その音質も不安定でいつ壊れるかわからない状況にあります。

今回御提案をさせていただきまして、デジタル回線を使った電話機に交換したい。もとも との電話機がアナログでしたので、電話機種、受話器も全ての交換ということで、町民セン ターの電話機を一新することで御提案をさせていただいております。

以上です。

〇議長 (大川隆城君)

いいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) ほかに質疑はありませんか。

〇6番(松田俊和君)

ページ数がちょっとかさみますもので、失礼ということでまずお願いします。

名称が樹木管理委託料という名称で上がっている数字、ページが7ページ、8ページ、17ページ、18、21とありますが、これは全部数字が違いますが、委託の料金を払う委託された会社は5つとも同じところなのか、もしわかれば教えてもらいたいと思いますが。

〇企画課長(北島 徹君)

これは細節の関係で樹木管理委託料という表現にしておりますけれども、先ほどから話に 出てまいりました老人クラブ連合会に委託をしておりまして、それを今回、基本的にはシル バーのほうに変更したいと。それに伴いまして、シルバーさんではちょっと料金がはっきり 言うと高うございますので、見積もりをとっております。ですので、金額につきましては、 今まで老連にお願いしておりました金額とシルバーさんのほうで見積もられた金額の差額と いうことで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

御異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

〇議長 (大川隆城君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

先ほどの議案審議の中で、中山議員さんからのインフルエンザの接種者数ということでの 質問でありますけれども、平成24年度が1,043名でございます。

なお、ちなみに平成23年度は953名でございました。 以上です。

日程第8 議案第26号

〇議長 (大川隆城君)

日程第8. 議案第26号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇5番(林 眞敏君)

非常に申しわけない質問ですけれども、鹿島市は以前はどういう形であったのか、ちょっと承知したいんですけれども、お願いします。

〇総務課長(池田豪文君)

鹿島市は独自で行われておりました。それが総合事務組合に加入されたということでございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第27号

〇議長 (大川隆城君)

日程第9. 議案第27号 平成24年度(繰越分)農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区汚水処理施設建設工事の請負契約の締結について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇8番(吉富 隆君)

私お尋ねでございますが、請負金額等々、消費税等々については数字を示されております。 そういった中で、入札問題には全然立ち会ったことがございませんのでわかりませんので、 お尋ねをさせていただきたい。

要するに工事の予定価格が幾らであったのか、落札が何%で落札されたのか、まずその分をお尋ねさせていただきたいと思います。

〇企画課長(北島 徹君)

予定価格につきましては、194,300千円でございます。税抜きでございます。194,300千円

でございます。

それで、それに対する落札額が139,890千円、落札の率でございますが、72%でございま す。

以上でございます。

〇8番(吉富 隆君)

2点ほどお尋ねをしたいんですが、非常に落札金額が低いというふうに私は判断をしております。この金額で本当にきちっとした工事ができるのかなと感じを私は持っております。 それからもう1点が、行政のほうで積算をされているのかどうかですね。業者に委託をされているのか、お尋ねをします。

〇振興課長 (江﨑文男君)

先ほどの落札金額のお話につきましては、企画課長からの答弁のとおりでございます。

うちのほうについての最低制限価格と申しまして、基本的にこれ以下であればなかなか工事が現場的に難しいという中で、最低制限価格の調書といいますか、作成の要領がございます。今回につきましては、その最低制限価格を設けていない事業でございましたけれども、先ほどの落札額を上峰町が持っています最低制限価格に合わせますと、最低制限価格よりも上の価格になっておりますので、今回、上峰町の最低制限価格には以下でありませんので、工事的にはできるという判断をしております。

また、これにつきましては、今後、現場の中で多分、後で申し上げますけれども、土改連のほうの管理委託という形になるかと思います。土改連と私たちが現場においては設計書内容、もしくは特記仕様書に基づいたところでの工事をさせていくことになるかと思います。

また、設計においては、先ほど申し上げました佐賀県の土改連のほうに委託をしております。

以上です。

〇8番(吉富 隆君)

業者に何でも頼んでいいのかと私は思います。やっぱり行政でもある程度の積算というのはあるべきであると思います。そのために、議会に予算を提案されるときには大きな金額の提案がなされております。その根拠は土改連に一任して出しているのかということになりかねない。最低価格が云々という質問は私はしておりませんよ。本当に入札の価格が余りにも低過ぎる。最低価格は引かなかった。引いたとしてもそれよりも上だったという御答弁でございますが、今後、いろいろな関連の事業をやっていきますよね。五億数千万円でしょう。約28%減になるということは、大きな金額のマイナス予算をしなければならなくなるというふうになりますよね。そうでしょう。そしたら、役所は何しよるねと言いたいんですよ。

何を根拠に大きな数字を議会に提案しよっですか。そうでしょう。その根拠は土改連ですか。行政である程度の数字をつかんで、ある程度の積算というのができるはず、僕はそう思

います。

今後、こういったことがないように、この下坊所地区の機能強化については二転三転してきておりますので、そういうことのないような形をとっていただかないと、やはり議会でこういった厳しい質問をしなければならない。そこら辺は町長とよく相談して担当課はやっているの。一般質問の中でも再三再四、こういう言葉が出てまいりました。ある程度の数字は、積算根拠というのがあって議会に提案をしていただかないと、こういう予算のやり方じゃ議会は通すことはできないよ。財政厳しい折に安かがよかと思いんさっかもわからんけれども、同僚議員からもあそこの問題にはにおいがするとか、いろいろ一般質問でもなされております。中の防水からやり直しますよとかいう答弁もまだまだ記憶に新しいんですよ。見えない部分ですからね、ある程度のお金をかけて、やはりきちっとした形で機能強化をやっていただきたい。

恐らく約30%弱ですから相当の金額ですね。一億数千万円のマイナス補正がなされるようになります。今度、あとの継続で入札もされると思いますが、じゃあ、70%前後で本当に入札できるのという話なんですよ。

そうしますと、今、町長が言われるように安倍政権の中でこれだけの予算を国でつけてある。そうしますと仕事量がふえます。恐らくこういったことに入札が一回で落ちらんような形が全国でも起きていますから、うちでもそういうことはないとは言い切れないよ。そういう現象が起きるというのは、町長初め、課長さんたちがよく示唆をしていただかないと、財政厳しい折であるとはいったものの、予算計上を議会は通っていますので、五億数千万円の中に一億数千万円もマイナスが出るんですよ、単純計算すると。じゃあ、どういう仕事をやっているのと、行政はと。人任せでいい部分とできない部分、これだけに担当課はかかっているわけじゃございませんので、そういったことを含めたところで機構改革をきちっとやっていただきたいというのが私の考え方でありますので、ここら辺については今後、町長さん初め、各担当とよく協議をされて機構改革をしていただきたいし、こういった工事につきましても、担当課がしょっちゅうこういう問題にかかわっておるわけにはいかない、いろいろな仕事があり過ぎるので、そういったことを強く要望させていただきたいというふうに思います。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇9番(中山五雄君)

これは江﨑課長にお尋ねをしますが、指名競争入札なものか、競争入札なものか、ひとつお尋ねします。

〇振興課長 (江﨑文男君)

今回のこの物件につきましては、指名競争入札でございます。

〇9番(中山五雄君)

指名競争入札で入札をされ、72%と、最低制限を設けられていたということで、最低制限よりも上にいっているということで、最低制限が70%ぐらいでされていたかなと思いますけれども、これ、競争入札になれば、今はまだまだアベノミクスと言っていますけれども、まだまだ末端まではあと何年もかかるということで、今の企業あたりは大変厳しい状態です、建設業あたりは。だから、本当の競争入札をすればもっと安く入札する人が出てくるんじゃないかなと。だから、その部分についてはいろんな仕事ができるんじゃないかなと。

ただ、今、吉富議員から言われたとおり、安く落として、てんぷら工事をされたら困るということで、その辺の管理をきちっとやっていただきたいということで、私からはそのお願いをして質問を終わりたいと思います。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇4番(碇 勝征君)

指名競争入札ということで、何社で対応されたものかですね。何回目で落ちたものか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

〇企画課長(北島 徹君)

入札に参加された業者は8社でございます。それから、落札でございますが、1回の入札で落札をしております。

以上です。

○4番(碇 勝征君)

予定価格が190,000千円、落札が130,000千円ということでございますけれども、仕事については、あくまでもこの予定価格の190,000千円の仕事を内容としてはやってもらうということになるわけでしょうね。

130,000千円の仕事じゃなしに、130,000千円で落札をしたけれども、受ける仕事の内容というのは190,000千円の仕事の内容ということになるわけですかね。

〇振興課長 (江﨑文男君)

今回の事業につきましては、あくまでも予定価格が194,300千円、それで入札に参加されました業者においても、うちのほうからこの194,300千円についての設計書の数量表をもとに設計をされた結果だと思っております。よって、あくまでも業者については194,300千円の仕事をさせるような形になります。

以上です。

〇4番(碇 勝征君)

とにかく130,000千円で落としたからということは、当然お金の支払い関係はそうなると 思いますけれども、管理監督をしっかりとやっていただきたい。そして、成果品につきまし てのチェックをきっちりやっていただきたいということを要望しておきます。

〇議長 (大川降城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇8番(吉富 隆君)

もう1点、お尋ねをしたいんですが、管理監督を土改連にという話ですが、そのお金はどこに含んでいるのか、それを1点と、企画課長さんが入札をされたように僕は聞こえるんですが、財政を持っている関係かなと思いますが、本来の姿としては振興課で取りまとめをしたほうがいいのではないかなという感じをします。

だから、入札の方法というのを上峰町独自でやられていると思うんですが、やはりこういったことの改善はされるのか、今後。町長、どのようなお考えでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

この入札にかかわる契約というものについては、機構改革を行う際の行革検討委員会にて 御判断をいただき、契約の事務が分掌的に企画課に現在来ているということでございます。

機構改革も含めて、そういう御意見はいただきましたが、今後、機構改革検討会にて町と してのあり方というのを検討され、それを受けて改編が必要だという答えがあればやってい くという運びになってまいると思います。

〇振興課長 (江﨑文男君)

管理関係の委託費につきましては、今回、この事業において313,148千円の繰り越しをしているところでございます。その中に委託費と今回発注しました工事請負費が含まれておりますので、その繰越金の委託費の中で管理委託の業務を委託したいと思っております。 以上です。

〇8番(吉富 隆君)

入札関係の検討委員会のメンバーはどのような形になっておるでしょうか。

〇振興課長 (江﨑文男君)

今のところ、メンバーは副町長が長ということと、あとは総務課長、企画課長、それと私、 振興課長でなっています。ただ、今現在、副町長がおられませんので、総務課長がその代理 ということで進めております。

以上です。

〇8番(吉富 隆君)

そうしますと、町長はそこに入ってこないわけですね。

そうしますと、町長の権限というのも、ここでは全然入札関係にはないんだというふうに 理解しておっていいですか。

〇振興課長 (江﨑文男君)

あくまでも指名委員会につきましては、その発注の指名をして、それを町長に進言する場

ですので、最終的な判断は起工伺いの折に町長決裁という形になっております。 以上です。

〇8番(吉富 隆君)

今、江﨑課長さん、私が言っているのは、検討委員会のメンバーで副町長がいない。かわりに総務課長さん、それから企画課長さん、それと江﨑課長さんの3人で決めているような状況にあるわけですよね。それも結構なことだと思うんだけれども、基本的に入札には町長は入れないので――関係にはですね。検討委員会にはやっぱり町長の意見を聞く必要があるのではないかと僕は思います。最終的な決裁は、書類的にはそうなるであろうと思うけれども、じゃあ、誰がこういう事業をやるというのは町長が言わなきゃできない問題でしょう。

担当課でこういう事業をやりますということで町長に進言はされるであろうと思いますけれども、そういった問題等々の改善をやっぱりやっていかないと、こういった問題は起きるであろうと。最終的に町長の判断というのは、それはもう流れ的にわかりますよ。しかし、3人の方で、これは企画課でやる、これは教育委員会でやる――教育委員会は別としてもね。この案件につきましては振興課でやるとか、ばらばらになっているようでございますが、非常にそういったことの問題についてはきちっとした形をとっていただきたいなと。

我々には全然見えない部分ばかりなんですよ。我々が知る必要はないかもしれませんね。 しかし、予算の議決は議会が持っていますので、やはりこういった質問は毎回出てくるよう になります。毎回僕がやります、今からこういう問題については。

やっぱり同僚議員が言われるように、72%に下がる可能性だってあるよと。僕はないと思っていますが、そういう意見もあるわけですよ、議会の中でも。そういった問題等々がないような形をとっていただきたいというふうに思います。ぜひとも機構改革の中で検討をしていただきたいなというふうに思います。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

〇9番(中山五雄君)

先ほどから72%という安く入札がされたということで議論がされておりますが、私は72% 安く入札をされて、仕事は当然設計どおりの仕事をしなくちゃいけないと、それが業者だと 思いますし、私はそれはいいんじゃないかなと。

ただ、一つお願いですけれども、あと追加とかなんとかで例えば1,000千円なら1,000千円の追加があった場合に、予定価格の金額で出されるものか、落札金額で、72%の金額で追加工事を出されるものか、その辺をお尋ねします。

〇振興課長(江﨑文男君)

今後、工事に入りまして何らかの形で変更があったとしての変更契約等につきましては、 あくまでも基準は今回入札をされました落札率72%だったと思いますけれども、あくまでも この72%においての変更設計という形になってきます。

以上です。

〇9番(中山五雄君)

追加工事はこれがもう大事な問題であって、落札したときの72%で落札したならば、追加工事も72%で支払いをするのが当たり前なんです。だから、それはきちっと守っていただきたいと。それだけ言って質問を終わります。

〇議長 (大川隆城君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第28号

〇議長 (大川降城君)

日程第10. 議案第28号 上峰町副町長の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議事の都合によって6月13日は休会としたいと思いますが、これに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

御異議なしと認めます。したがって、6月13日は休会とすることに決定いたしました。 お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれを もって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大川隆城君)

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時24分 散会